

令和5年度 津市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	71	13	第2編 災害予防計画 第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 <u>(新設)</u>	第2編 災害予防計画 第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 <u>6 情報連絡員等の受入体制の整備</u> <u>市は、三重県及び自衛隊、警察等の防災関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害対応を実施するため、防災関係機関から市へ派遣される情報連絡員（リエゾン）等の受入体制を整備します。</u>
2	94	35	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第2節 災害情報の収集・伝達 1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を把握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> (4) (略) 〔情報収集の流れ〕 (略) (参考) 主要交通機関の災害速報 (略)	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第2節 災害情報の収集・伝達 1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を把握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)～(3) (略) <u>(4) 三重県緊急派遣チームとの連携</u> <u>三重県災害対策本部及び地方部から、市の被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行う緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて、情報の収集及び報告事務等を連携して行います。</u> (5) (略) 〔情報収集の流れ〕 (略) (参考) 主要交通機関の災害速報 (略)